森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

国が地方公共団体に配分する森林環境譲与税は、森林の整備や保全等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、令和元年度から譲与が開始されており、地方が直面する森林整備などの課題に対応するための財源として活用が期待されている。

しかし、総額の 50％を私有林人工林面積、30％を人口、20％を林業就業者数に応じて割り振るという現在の配分基準では、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市においては、譲与額の多くが使われず基金に積み立てられるほど配分額が高くなっているなど、森林の整備にはつながっていない部分が多々見受けられる。

一方、山間部の市町において、適切に森林整備や保全等を進めて行くためには安定的な財源が必要な状況である。

よって国におかれては、森林環境譲与税を円滑に活用することで、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向で、譲与基準の見直しを実施するように強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和５年６月 27 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
宛て

兵庫県丹波市議会
議長　　垣内　廣明